

記載例

計画内容は関係機関の協議、同意及び計画図と整合していること

設 計

説 明 書
(1) 概 要

区 域	A ☒	市街化区域
	B	市街化調整区域

(注) 該当する区域に印 (✓) をつけて下さい。

開発区域のすべての地番表示(一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載)

1	開発区域に含まれる地域の名称	八王子市●●●字▲号1234番、1235番の一部、1235番地先		2	許可申請者の住所氏名	八王子市●●●町1番1号 ■■株式会社 代表取締役 ○○ ○○ TEL 042-○○○-○○○○		3	設計者氏名	八王子市△△町2番2号 株式会社▲▲ ▲▲ ▲▲ TEL042-○○○-○○○○		
4	予定建築物の用途	専用住宅		5	設計の方針	開発区域面積は▲▲▲.▲▲㎡で新設道路(幅員 5m～5.25m)を設け、市道●号線に接続します。宅地内汚水は公共下水道に放流し道路内雨水は雨水浸透槽で処理し、宅内雨水は浸透トレンチで処理します。(3)						
6	開発区域内の土地の現況	地域	用途地域	建ぺい率/容積率制限	高さ制限	都市計画施設	風致地区	旧緑地地域				
		地区等	有(第1種低層) 無	建 40 % 容 80 %	10m以下	有() 無	有() 無	有() 無				
		地目別概要	区分	総 数	宅 地	農 地	山 林	雑 種 地	道 路	水 路		
			台帳面積	▲▲▲.▲▲㎡	▲▲▲.▲▲㎡	登記簿上の面積(土地の一部でも筆全部の面積を記入)			㎡	㎡	㎡	㎡
			実面積	▲▲▲.▲▲㎡	▲▲▲.▲▲㎡	実測面積(全体求積)			㎡	㎡	㎡	㎡
			割合	100 %	100%	%	%	%	%	%	%	
7	開発行為の妨げとなる建築物等	なし 区分の名称は計画内容に合わせて適宜記入										
土地利用計画	開発区域	区分	総 数	住宅用地	道路用地	広場・公園・緑地用地	清掃施設(ごみ置き場)	後退道路	未利用地			
		面積	▲▲▲.▲▲㎡	●●.●●㎡	■●.■●㎡	○○.○○㎡	△.△△㎡	△.△△㎡	△.△△㎡	㎡		
	割合	100%	70%	15%	10%	2%	2%	1%	%			
	開発区域外(取付道路)	積上げ求積とし、端数は切り捨てる										
(2) 8	工区の設定計画	工 区 番 号		総 数	工区	工区	工区	工区				
		工 区 面 積	総 数	▲▲▲.▲▲㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				
			住宅用地	●●.●●㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				
			非住宅用地	□□.□□㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				
		住宅の敷地数	●区画	区画	区画	区画	区画					
		一宅地の平均面積	○○○.○○㎡/区画	㎡/区画	㎡/区画	㎡/区画	㎡/区画					
	予定建築物の用途等	専用住宅										

※申請面積は全体求積による▲▲▲.▲▲㎡。上記票の開発区域面積(又は総数等)は積上げ求積による端数処理

記載

9	(4) 種 類		番 号	概 要			構 造	管 理 者	用 地 の 帰 属	摘 要
				幅 員 ・ 寸 法	延 長	面 積				
公 共 施 設 の 整 備 計 画	新 設	① 道路	①-1 ②-2	5.00m 5.50m	〇.〇〇m 〇.〇〇m	△.△△㎡ △.△△㎡		八王子市 事業者	八王子市 事業者	市有存置
	及 び 付 け 替 え	② 排水施設（污水） 「別紙による」とし、 協議事項の表部分を 添付してもよい		vuφ200、L=〇〇.〇〇m				八王子市	—	下水道法第16条
	廃 止									
(5) 10	そ の 他 の 施 設									

◎ 記載上の注意事項

- (1) 「自己の居住又は業務の用を目的とした開発行為」について、既存の権利を有することを届け出るために、設計概要書として使用するときには、表題の“説明”を二重線で消去し、その他の場合には“概要”を消去してください。なお、設計概要書として使用するときには、5、7、8欄に、記入する必要はありません。
- (2) 開発区域を工区に分けるときは、開発区域全域の総括設計説明書のほか、各工区ごとの内訳を示す設計説明書を添付してください。
- (3) 5欄には、開発行為の目的（例えば、宅地分譲、建売住宅付分譲、マンション建設、工場用分譲等）及び設計の基本方針、即ち開発区域内の計画上、特に配慮した事項（住区、街区の構成、公益的施の整備方針、周辺との関連等）について、なるべく詳しく記入してください。
- (4) 9欄の公共施設の種類のとは、道路、下水道、公園、広場、緑地、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいいます。
- (5) 10欄は、上水道、ガス、し尿処理施設を設置する場合は、その概要を記入し、また教育施設（学校、幼稚園等）、購買施設（商店、マーケット等）、医療施設（病院、診療所等）の公益施設を設置するときは、その規模、内容等について、なるべく詳しく記入してください。
- (6) この用紙の記入欄に書ききれないときは、適当に用紙を継ぎ足すか、又は別紙に書いて添付してください。